

登 録 速 報

農 薬 名：クミアイ スミチオン乳剤（登録番号：第 9576 号）

適用拡大登録月日：平成26年2月12日

適用拡大内容：

- 作物名「ほうれんそう」に適用害虫名「ホウレンソウケナガコナダニ」を追加する。
- 作物名「花き類・観葉植物」に適用害虫名「アザミウマ類」を追加する。
- 作物名「だいず」の希釈倍数「8 倍」に適用害虫名「マメシンクイガ」を追加する。
- 作物名「たばこ」を追加する。
- 作物名「みかん」「なつみかん」の希釈倍数「1000 倍」に適用害虫名「ミカンキジラミ」を追加する。
- 作物名「桑」「げっきつ」を追加する。
- 作物名「いちょう(種子)」、「オリーブ」、「オリーブ(葉)」の使用液量を「0.3~3L/樹」とする。
- 作物名「たらのき」の使用液量を「150~300L/10a」とする。
- 作物名「稲(箱育苗)」の使用液量を「育苗箱(60×30×3cm、使用土壌約5L)1箱当り500mL」とし、使用方法を「育苗箱の上から均一に散布する。」とする。
- 作物名「芝」の使用液量「1m²当り3L」を「3L/m²」、「1m²当り0.3~2L」を「0.3~2L/m²」とする

(変更後) 変更作物のみ

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	イシガレセンチュウ	1000倍	育苗箱(60×30×3cm、使用土壌約5ℓ)1箱当り 500ml	硬化期～移植前日	1回	育苗箱の上から均一に散布する。	3回以内(種もみへの処理は1回以内、育苗箱散布は1回以内、本田では2回以内)
みかん	アブラムシ類	1000～2000倍	200～700ℓ/10a	収穫14日前まで	5回以内	散布	5回以内(樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サンホーゼカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カネタタキ ミカンツボミタマハエ ケシキスイ類 コアオハナムグリ フラーバラゾウムシ コナカイガラムシ類 ミカンキジラミ	1000倍					
	ケシキスイ類 コアオハナムグリ アザミウマ類	10倍	5ℓ/10a			無人ヘリコプターによる散布	
なつみかん	アブラムシ類	1000～2000倍	200～700ℓ/10a	収穫21日前まで	3回以内	散布	3回以内(樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サンホーゼカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カネタタキ ミカンツボミタマハエ ケシキスイ類 コアオハナムグリ フラーバラゾウムシ コナカイガラムシ類 ミカンキジラミ	1000倍					

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
オリブ	オリブアナキリウムシ	50倍	0.3~3ℓ/樹	収穫21日前まで	3回以内	樹幹散布	3回以内
オリブ(葉)	オリブアナキリウムシ			収穫120日前まで			
いちよ う(種子)	コウモリガ	100倍		収穫60日前まで			
ほうれん そう	アブラムシ類	1000~ 2000倍	100~300ℓ /10a		2回以内	散布	2回以内
	ホトリソウケツガコナダニ	2000倍					
だいず	ダイズサヤマハエ シロイモシマダラメイガ ダイズサヤマシガ カメシガ ウコンノメイガ マメシクイガ	8倍	800ml/10a	収穫21日前まで	4回以内	無人ヘリコ プターによる 散布	4回以内
	シロイモシマダラメイガ ダイズサヤマハエ カメシガ マメシヤマシガ ウコンノメイガ	1000倍	100~300ℓ /10a			散布	
	アブラムシ類	1000~ 2000倍					
	マメシクイガ	1000~ 1500倍					
たらの き	センノカミキリ幼虫 ヒメシロコブゾウムシ	100倍	150~300ℓ /10a	3~5月株 養成期	2回以内	樹幹散布	2回以内
花き類・ 観葉植 物	アムシ ハダニ類 ハマキムシ類 アザミウマ類	1000倍	100~300ℓ /10a	-	6回以内	散布	6回以内
げっ き つ	ミカンキジラミ		200~700ℓ /10a				
たば こ	ヨトウムシ		25~180ℓ/10a	収穫20日 前まで	1回		
芝	シバツトガ スジキリヨウ	500~ 750倍	0.3~2ℓ/m ²	発生初期	6回以内		6回以内
	コガネムシ類幼虫		3ℓ/m ²	幼虫発生 期			
	シバオサゾウムシ			成虫発生 期			
桑	クワゾウムシ成虫	500~ 750倍	100~300ℓ /10a	成虫発生 期			

注意事項の変更：

【変更後】

- 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- ボルドー液と混用する場合は散布直前に行い、できるだけ早く使用すること。ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけること。
- 桃の初期散布(5~6月)には薬害のでることがあるので注意すること。
- 稲(箱育苗)のイネシンガレセンチュウに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - 発芽期~緑化期の使用は薬害を生ずるおそれがあるのでさけること。
 - 軟弱徒長苗、ムレ苗などの場合は薬害を生ずるおそれがあるので使用しないこと。
 - 土壌が極端に湿潤な場合は使用しないこと。
- イネシンガレセンチュウの本田における防除に使用する場合は、散布適期は出穂の頃であるので時期を失しないように散布すること。なお効果を高めるためには出穂始めとその1週間後の2回散布が望ましい。
- 水稻種子の吹き付け処理の場合は、専用の種子消毒機を使用し、乾燥種籾に均一に付着するよう所定薬液を吹き付けて乾燥すること。なお処理後、長期間保存する場合には、薬液処理を行ったことを明記し、まちがいのないようにすること。
- 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。成虫の活動は長期間にわたるので発生状況に応じて追加散布すること。なお、蚕に対して毒性があるので給桑予定している桑には使用しないこと。
- かきのミノガ類に使用する場合は、幼虫が大きくなると効果が劣るので若令幼虫期に時期を失しないように散布すること。
- 果樹のカメムシ類に対しては発生に応じて所定使用回数以内で繰返し散布すること。
- 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- 本剤を空中散布及び無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - 散布薬液の飛散によって他の動植物(特にあぶらな科作物、桑、さといも、ソルゴ等の農作物、養蚕、養蜂)に影響を与えないよう散布区域の選定に注意すること。
 - 水源池、飲料用水、養殖池等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
- 本剤を空中散布及び無人ヘリコプターによる散布に使用する場合はさらに次の注意を守ること。
 - 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。

- 少量散布(8倍液)の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
- 無人ヘリコプターによる散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 特定の農薬(混用可能が確認されているもの)を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
- 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃棄液は安全な場所に処理すること。
- 本剤を希釈倍数 250 倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の地上液剤散布装置を利用すること。
- 梨の早生赤種、りんごの旭及びその近縁種には薬害のことがあるので使用はさけること。
- 宿根かすみそうに使用する場合、開花期には薬害を生じることがあるので、この時期の使用は避けること。
- あぶらな科作物には薬害を生ずるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- ひのきに対しては個体によって落葉、枯損にいたるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- ほうれんそうに使用する場合、幼苗期には薬害を生ずるおそれがあるので注意すること。
- 牧草地に散布した場合は、散布直後の放牧はさけること。
- まめ科牧草のアルファルファゾウムシに使用する場合は、幼虫発生期～成虫発生初期に散布すること。なお、防除適期等については病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- かんきつのミカンツボミタマバエ防除に使用する場合は、成虫の発生初期に樹冠部及び主幹部を中心とした樹の内部、樹冠下の地表面に散布するのが効果的である。
- 芝のコガネムシ類幼虫に使用する場合は、散布液が土壌中に十分しみ込むようジョロ等で 1 m² 当り 3L を散布すること。
- フラーバラゾウムシ及びミカンキジラミに使用する場合は、植物防疫(事務)所、病害虫防除所等関係機関の指導のもとに実施すること。
- 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

- ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の果樹園等では使用をさけること。
 - 養蜂が行われている地区では都道府県の畜産部局と連絡し、ミツバチの危害防止に努めること。

以 上